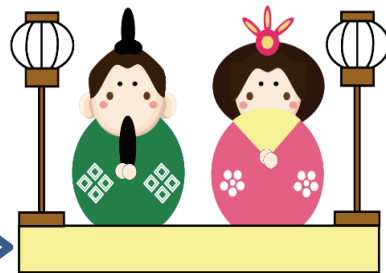




3月3日は、ひな祭りです。女の子の健やかな成長を願って、ちらし寿司やひなあられを食べたりします。京都の方の京雛は、左側（向かって右側）に男雛・右側に女雛、の並び。これとは逆に関東雛は、右側に男雛・左側に女雛（右図→）、という並びになっているそうです。みなさんのおひなさまは、どちらの座り方になっているのでしょうか。



1. 雇用保険

●雇用保険法等、改正

～雇用保険の保険料率に変更！～

→新型コロナウイルスの雇用面への影響に対応すべく、雇用保険法等が改正されます。**雇用の安定**と就業促進の観点から、手厚い給付措置は当面延長されることになりました。

【雇用保険法等改正】（おもなもの）

○雇用保険の保険料率

（従業員負担分）

R4.9まで：3/1000（建設4/1000）

R4.10～：5/1000（建設6/1000）

○失業等給付の暫定措置の継続

→雇止め離職者、雇用機会不足地域に対して給付日数**拡充措置を延長**（R4.4.1～R7.3.31）

→コロナの影響による離職者の給付日数拡充につき対象期間を設定（緊急事態措置解除から1年経過後まで：R4.4.1～R7.3.31）

→起業して廃業した場合、起業から廃業までの期間は受給期間に算入しない。（R4.7.1～）

○求人メディア等マッチング機能の質の向上

→‘特定募集情報等提供事業者’（インターネット求人等）につき、**届出制**に。（R4.10.1～）

→**10月**からの雇用保険料率の変更に、注意が必要です。

2. 労働安全衛生法

●一人親方等も保護の対象に！

～建設アスベスト訴訟、最高裁判決～

→労働安全衛生法22条（健康障害の防止のための措置）の**保護の対象**につき、**一人親方**等同じ現場で働く**労働者以外の者**も含まれるとした最高裁の建設アスベスト訴訟の判決を受けて、省令が改正されることになりました。

【改正部分】（おもなもの：R5.4.1から）

■安全確保のための設備設置関係

→設置した設備を作業時に稼働させる等、請負人のみが作業を行うとき等は必要に応じ稼働させること等について**配慮規定**を設ける

■作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保

→特定の作業方法の遵守や保護具の使用等の必要性について、請負人に対しての指揮命令関係がないため**周知（対象者全員へ）義務**を設ける

■場所の使用、管理権原等に基づく安全確保

→指揮命令関係に基づくものではなく、場所の使用・管理権原等に基づく立入禁止等の措置は、**労働者以外も対象**に（立入・特定行為禁止は表示の方法も可）

■有害物の有害性等を周知するための掲示

→**労働者以外も措置対象**に追加

■労働者以外の者による遵守義務

→特定行為の禁止等、**労働者以外にも遵守義務**（罰則なし）

今月のピックアップ

●事務所の気温の目標値、変更！～令和4年4月から（予定）～

事務所内の気温の努力目標値が、これまでは‘17度以上28度以下’だったものが、冬期の高齢者の血圧上昇等を考慮して‘18度以上28度以下’へ、1度上がることになりました。

●健康保険・介護保険料率変更！～令和4年3月から～

愛知は健康保険**9.93%**・介護保険**1.64%**へ、**料率が変更**になります。給与計算の際は注意しましょう。詳しくは‘健康保険・厚生年金保険の保険料額表’にてご確認ください。

□■お問い合わせ先■□

〒460-0003

名古屋市中区錦1-20-25

広小路YMDビル10F

中京社会保険労務士法人

電話：052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

